

岩見沢商工会議所だより

'18.10

No.440

発行所／岩見沢商工会議所
 岩見沢市1条西1丁目
 TEL22-3445 FAX22-3441
 URL <http://www.iwamizawacci.or.jp/>
 e-mail info@iwamizawacci.or.jp

消費税への早急な対応が必要です!

2019年10月、消費税標準税率が10%に引き上げられると同時に我が国では初めて「消費税軽減税率制度」が導入されます。この制度導入により、消費税率が2つ(10%・8%)となることから、軽減税率(8%)の対象品目の区分や価格の表示方法の検討、請求書様式の変更などに加え、適用税率ごとの区分経理の実施など経理処理等の事務負担が、ほぼ全ての事業者において発生します。当所では、軽減税率制度の導入に向けた対策を支援します。

軽減税率制度とは?

軽減税率制度は、特定の商品やサービスについて標準税率(10%)よりも低い税率(8%)が適用されます。具体的には生活必需品である食料品や定期購読される新聞などがその対象となります。ただし、全てが軽減税率の対象となるわけではなく、酒類や外食等は軽減税率の対象外となります。軽減税率制度は、業種にかかわらず全ての事業者が対象となります。

例えば会議等でお茶やお弁当を購入すれば、軽減税率の対象となるので、軽減税率8%と標準税率10%を区分する経理処理等の対応が必要となります。

税率判定の紛らわしいケース

○外食

(持ち帰り・イトイン)

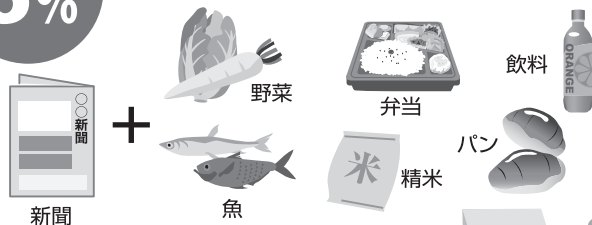
事業者が行う食料品の提供が、「食事の提供」になるのか、「持ち帰り」になるのかは、会計時にお客様に意思確認することで判断します。

軽減税率の対象 軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。

軽減税率対象品目

8%

飲食料品



テイクアウト・持ち帰り・宅配は軽減税率!

線引きの不透明なグレーゾーンに注意!

お中元・お歳暮などのセット商品、コンビニのイトインなど

8%かな? 10%かな?

標準税率対象品目

10%

外食

酒類



レストラン等での食事



その他



取り扱い品目の確認が必要

軽減税率対象品目と対象外の品目を両方取り扱っている事業者は、販売の際に税率の確認が必要になるため、特に注意が必要です。

【想定される業種】

- ・小売業(イトインスペースのあるパン屋、お酒の販売をしている弁当屋等)
- ・飲食店(出前を行っているそば屋、お土産のある寿司店等)

軽減税率での価格表示

自社商品の消費税率が8%なのか、10%なのかを区別することが必要です。さらに、現在使用している表示方法(総額表示、外税表示など)によって価格表示の変更が必要かどうか、検討する必要があります。

請求書等の記載事項について

現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入れ税額控除の適用を受けるためには、区分經理に対応した帳簿及び区分記載請求書の保存が必要となります。

対応

消費税軽減税率導入に向けて、現場での顧客対応においても全従業員が正しく接客や經理ができるよう、できるだけ早いうちに従業員教育をし、社内体制もしっかり整える必要があります。

軽減税率導入で何が変わるのか

全ての業種に知ってもらいたい事前準備と実務対策

開催情報

- 日時：平成30年10月26日(金) 13:30~15:30
- 場所：ホテルサンプラザ(岩見沢市4条東1丁目)
- 講師：税理士法人TACS 代表社員 木村 聡 氏

ポイント1

軽減税率制度の概要

- ・ 引上げスケジュール
- ・ 経過措置

ポイント2

軽減税率の対象

- ・ 飲食料品の定義
- ・ 外食の範囲
- ・ 一体資産

ポイント3

価格表示

- ・ POPや値札表示
- ・ メニューブックの表示

※詳細は岩見沢商工会議所HPをご覧ください。(<http://www.iwamizawacci.or.jp/>)

平成30年北海道胆振東部地震に係る被災中小企業・小規模事業者支援施策について

岩見沢商工会議所では「平成30年北海道胆振東部地震に係る災害」に関して被災中小企業・小規模事業者の相談に対応するため特別相談窓口を設置しています。被災中小企業・小規模事業者に対する主な支援施策は次のとおりです。

災害復旧貸付等の実施

- ・ 日本政策金融公庫 中小企業事業並びに国民生活事業では、災害により被害を被った中小企業・小規模事業者を対象に「災害復旧貸付」を取り扱っています。
- ・ 北海道の中小企業振興資金では、災害により直接又は間接の被害により経営に影響を受けている中小企業者等に対して「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」制度を適用しています。
- ・ 北海道信用保証協会では、短期的な運転資金によって喫緊の資金繰りを支援するため「緊急短期資金保証制度」を創設しています。

セーフティネット保証4号の適用

- ・ 今般の災害の影響がある小規模事業者等を対象に、北海道信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

小規模企業共済災害時貸付の適用

- ・ 今般の災害の影響を受けた小規模企業共済契約者を対象として、短期間(最短即日)で貸付が受けられる「災害時貸付」を実施しています。(災害時貸付の対象となる契約者には一定の要件があります。)

平成三十年北海道胆振東部地震について

平成三十年九月六日に発生しました胆振地方東部を震源とする地震で被害に遭われた皆様に対し、謹んでお見舞いを申し上げます。岩見沢

商工会議所は通常通り業務を行っておりますので、今回の災害に対してお困りごと・相談ごと等がございましたらお気軽にご連絡・ご相談ください。

中小企業庁のホームページでも各種支援施策を掲載しています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2018/180906saigai.htm>

平成三十年度第一回

中小企業委員会開催

八月二十日、平成三十年度第一回中小企業委員会を開催しました。

平成三十年度の委員会では、昨年実施した「岩見沢市内の人手不足に関する実態調査」結果を基にした四つのテーマを中心に活動を行います。

①魅力的な労働環境づくりの推進

人材の確保をするための方策の一つとして、事業継続計画(BCP)を紹介し、社員が安心して働けるためのリスク対策となることを説明。九月二十六日に他団体と共催しセミナーを実施しました。

②人手不足対応・消費税軽減税率対応に向けたIT導入の支援

○中小企業の生産性向上には、ITの導入が有効であることからIOTの活用事例視察先候補を紹介し、成功事例の視察を検討します。

○新たな外国人材の受入れ外国人の技能実習制度は、発展途上国への技術移転を目的

としていることを昨年の委員会で確認しましたが、今回新たな外国人の在留資格として、人手不足に対応した受入れを行う内容が盛り込まれた「経済財政運営と改革の基本方針」について報告が行われました。外国人材の受入れが進めば、中小企業の対応として、多くの課題が出てくることから今後注視していきます。

③働き方改革実施に向けた情報収集、要望

「罰則付き時間外労働の上限規制について、中小企業には、すぐに罰則適用ではなく、二年間程度の指導期間を設けること」を要望し、今後要望を継続していきます。

④健康経営の推進

○健康企業宣言運動の推進について

北海道商工会議所連合会が実施する健康企業宣言運動の参加企業が九十九件となり、企業の人材確保には、健康経営のアピールは非常に有効であることから引き続き宣言企業の参加を呼び掛けていきます。

○腕時計型端末「fitbit」の

貸与による健康経営事業について

昨年から実施しているfitbitとお手軽健康チェックの測定結果を報告。fitbitを装着した参加者からは、自己管理による健康意識の向上が見られました。今後のfitbit事業の展開では、健康分析機能の拡大や対象者を増やすなどを行っていきます。

報告事項

○第六十八回全道商工会議所大会提出議案報告について

○ルート12企業交流会

○中小企業振興基本条例の実施状況について

健康企業宣言とは？

岩見沢商工会議所では、会員企業で働く従業員様の健康増進を図るため、企業と連携した「健康企業宣言運動」に取り組んでいます。

企業として健康づくりに取り組むことを事業主のみならず、まに宣言いただき、その取り組みを商工会議所がサポートさせていただきます。

健康宣言企業になりませんか？ ただいま参加企業の申込受付中！

健康企業宣言のメリット

生産性の向上

- ・モチベーションの向上
- ・業務効率の向上
- ・欠勤率の低下

イメージアップ

- ・企業のブランド価値向上
- ・社内外のイメージ向上
- ・人材の確保

リスクマネジメント

- ・事故の予防
- ・不祥事の予防
- ・労働災害発生の予防

健康宣言内容

プランA：禁煙率の向上

- ①社内で分煙を取り入れる
- ②社内で禁煙時間を設定する
- ③喫煙者の減少

プランB：メタボ率の改善

- ①1つ前駅下車運動
- ②メタボ者数の減少

プランC：メンタルヘルス

- ①ノー残業デーを設定

プランD：その他

- ①社内運動会の開催など

※詳細は岩見沢商工会議所HPをご覧ください。(<http://www.iwamizawacci.or.jp/>)



八月一日

九月三十日受付分

■(株)インベストほけん
 代表者：酒井 正衛
 住所：大和三条四丁目
 十四番地七

(業種：保険媒介代理業)

■(株)北海道夢工房 匠
 代表者：門間 登
 住所：日の出南三丁目
 七―十二

(業種：一般土木建築工事業)
 (敬称略)

新入会員募集
加入頂ける企業をご紹介下さい

岩見沢商工会議所の地区内で営業している商工業者の方は、法人・団体・個人事業主を問わず入会することができます。

詳細は商工会議所までお問い合わせ下さい。
 岩見沢商工会議所(二二―三四四五)

平成三十年年度第二回 工業委員会開催

九月十三日に平成三十年度第二回目の工業委員会(及川聡委員長)を開催しました。

働き方改革関連法

六月二十九日に可決された働き方改革関連法では、時間外労働の上限規制や、六時間以上の時間外労働に対する五割以上の割増賃金の支払労働者に年間で最低五日の有給休暇を取得させることなどが義務付けられ、違反した場合は罰則が適用されることとなりました。

協議のなかで、「関連法には罰則付きのものもあり、理解不足では後手に回ってしまう」という意見があり、専門的な講師を招いて働き方改革に関する勉強会を開催することになりました。

外国人労働者受入に関する新制度の創設

人手不足が深刻な建設・農業・介護・造船・宿泊の分野を対象とした、外国人労働者受入のための新制度の創設が国で検討されています。

この制度が成立すれば、業種毎に定める技能試験並びに日本語能力試験に合格した外国人は最長で五年間、単純労働者として日本での就労が可能となります。

こちらの新制度について進展がございましたら、会員の皆様へ随時お知らせします。

IoTに関する

視察見学会の開催

昨年度に行われた人手不足に関する実態調査から、人手不足問題に対するIoT導入による省力化・効率化は進んでいないことが明らかになっております。

そこで、IoT導入の先進企業である(株)ワールド山内様(北広島市大曲工業団地内)の視察見学会を十一月十四日に、工業委員会・中小企業委員会の委員により行うこととなりました。

第53回 北海道・東北 商工会議所連絡会議

九月四日、道内及び東北六県の八十一商工会議所の会頭等二八三名が出席のもと、旭

川市で開催されました。当所からは松浦会頭をはじめ六名が出席しました。

当日は、北海道商工会議所連合会の岩田会頭、東北六県商工会議所連合会の鎌田会長からの挨拶に続き、牧野北海道経済産業局長、阿部北海道副知事から、祝辞がありました。また、北海道・東北両地域

【地方創生推進に向けた活動基盤に強化】

- 一 両地域の地域資源・特性を活かした、連携による新産業・新事業の育成と基幹産業である観光産業の振興
- 一 インバウンド・アウトバウンド双方の拡大及び両地域の連携による立体観光の推進
- 一 高規格幹線道路など両地域発展の基盤となる社会資本整備、災害に強い地域づくりに向けた基盤整備の推進
- 一 北海道新幹線「新函館北斗・札幌」間の早期建設促進
- 一 オリンピック・パラリンピックを活用した地域経済活性化の推進

を代表して、塩釜、根室、福島、恵庭の各商工会議所の会頭から地域での取り組みについて発表されたあと、連絡会議の宣言案が読み上げられ、採択されました。

【経済好循環の原動力である中小企業の活力強化】

- 一 景気回復を加速させる切れ目のない経済対策の実施
- 一 中小企業の生産性向上・成長力強化、創業、事業継承に向けた支援強化
- 一 両地域の地域資源を活用した製品・サービスの国内・海外への販路拡大・開拓支援の強化
- 一 中小企業の人材確保・育成に対する支援と労働力不足への対応

【東日本大震災からの本格復興と福島再生に向けた継続的な支援】

- 一 平成三十一年度以降の復興予算確保と特例的な財政支援の継続
- 一 風評被害払拭・風化防止に向けた情報発信と日本産食品等への輸入規制撤廃
- 一 原子力災害の速やかな収束、安全・安心の確保と被災地域の早期再生の実現

「日商LBOO調査」
(早期景気観測)

【八月調査結果のポイント】

八月の全産業合計の業況DIは、▲十四・八と、前月からプラス・九ポイントの改善。ただし、「悪化」から「不変」への変化が主因であり、実体はほぼ横ばい。建設業や電子部品、産業用機械、自動車関連の堅調な動きが続くほか、インバウンドを含めた夏休みの観光需要が好調に推移した。また、記録的な猛暑に伴い、飲料や夏物商材の需要が拡大する一方、客足減少や農産物の生育不良による価格上昇を指摘する声も聞かれた。燃料費や原材料費の上昇による負担増や深刻な人手不足、根強い消費者の節約志向が依然として中小企業の足かせとなっており、業況改善に向けた動きは力強さを欠く。

える。他方、人手不足の影響の深刻化や、燃料費・原材料費の上昇、コスト増加分の価格転嫁遅れ、米国の保護主義的な関税措置に端を発する貿易摩擦の影響など、世界経済の不透明感を懸念する声も多く、中小企業の業況感ほぼ横ばいで推移する見通し。産業別にみると、今月の業況DIは前月に比べ、製造業でほぼ横ばい、その他の四業種で改善した。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】「オフィスビル建設などの再開関連工事が多く、売上は改善。だが、需給の逼迫から、鉄鋼など一部の建設資材の納品に遅れが生じ、工期を延長せざるを得ない(一般工事業)」、「技術者を中心とする人手不足と従業員の高齢化が深刻なため、賃金や労働環境の改善を進め、若年層の募集に力を入れているが、全く応募が無く、厳しい状況が続いている(土木工事業)」

【製造業】「中国への自動車輸出が好調なため、部品の引き合いも増えている。しかしながら、米中の貿易摩擦やトルコ通

貨の急落に端を発した『トルコショック』など、先行きの不安要素は多い(自動車部品製造業)」、「原油高や、欧米を中心とする需要増を背景に、ナフサ価格が高騰している。販売先に対して価格転嫁交渉を行っているが、難航しており、収益の確保が難しい(化学製品製造業)」

【卸売業】「インバウンドの増加を背景に、卸先の建設業で宿泊施設の建設・改装工事が多く、受注は好調。だが、鉄鋼・木材などの資材価格が上昇しており、採算の確保に苦戦している(建設資材卸売業)」、「七月以降の記録的な猛暑や台風の影響で、農産物の生産量が減少し、価格が高騰している。高値により消費者の購買意欲が減退すれば、売上悪化は避けられない(農産物卸売業)」

【小売業】「夏の観光シーズンに入り、インバウンドの来店数は増加。更なる売上増を目的に、キャッシュレス決済端末や自動外貨両替機を導入した(百貨店)」、「消費者の節約志向が根強いことに加え、記録的な猛暑や台風の影響から客数が減

少した。特に、主要客層である高齢者の来店が激減している(衣料品小売業)

【サービス業】「飲料やエアコンなどの夏物商材の荷動きが活発化しているほか、西日本豪雨の被害で鉄道貨物が運休していることから、代替手段としての輸送需要も急増している。だが、ドライバー不足により受けられない依頼も多い(運送業)」、「猛暑の影響で客足が鈍いことに加え、キャベツを始めとする農産物や、水産物などの価格高騰で、売上・採算ともに悪化した(飲食業)」

業況DI (前年同月比) の推移

	18年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	先行き見通し 9月~11月
全産業	▲15.8	▲11.5	▲13.6	▲15.4	▲16.7	▲14.8	▲14.4
建設	▲13.5	▲13.1	▲14.8	▲10.1	▲11.5	▲8.1	▲9.0
製造	▲6.1	0.5	▲5.8	▲6.5	▲11.5	▲11.4	▲12.0
卸売	▲18.8	▲18.3	▲19.4	▲17.1	▲18.8	▲16.1	▲12.4
小売	▲26.9	▲25.7	▲26.5	▲32.3	▲29.0	▲27.7	▲25.4
サービス	▲16.3	▲7.6	▲7.6	▲12.8	▲13.6	▲11.7	▲12.1

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

最低賃金額

時間額 **835円**

効力発生年月日

平成**30年10月1日**

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

中小企業のための法律講座

独立した従業員の競業

独立した元従業員がうちの顧客に集中的に営業をかけたいて、どうやらうちより安い価格を提示しているらしい、といった話はよく聞きます。

会社にしてみれば、顧客情報や価格設定、ノウハウその他営業秘密が流出しては大変ですし、顧客が根こそぎ奪われれば会社の存立さえ危うくなります。

元の従業員が、在職中に取得した営業秘密を使って競業した場合、不正競争防止法に基づき、そのような行為の差止めや損害賠償を請求することが可能な場合があります。

また、技術情報や顧客名簿等を不当に利用するか、従業員を多数引き抜くなど、社会通念上自由競争の範囲を逸脱した悪質な態様で競業行為が行われた場合には、不法行為に基づく損害賠償請求（民七〇九条）が可能な場合があります。

しかし、大原則として理解しておいていただきたいのは、元従業員には「職業選択の自由」や「営業の自由」があり、競業自体は原則として自由だということですが。

元の会社の顧客に営業をかけることについても、退職者が在職中に作った人脈は、退職者の努力によるものであれば、会社の営業秘密であるとはいえないから、不正な競業行為とはいえない、とされる傾向にあります。

これに対して会社側として對抗する手段としては、会社の就業規則や労働契約、退職時の誓約書などで、退職後一定期間は会社と同じ業務を行わない、などといった競業禁止義務を定める、という方法があります。

しかし、あくまで大原則は「職業選択の自由」「営業の自由」ですから、これを不当に制限するような取り決めは公序良俗に反し無効とされる可能性があります。競業禁止義務というのは、あくまで、会社の営業秘密といえるようなものを守るために必要

最小限の範囲で認められるものなのです。

これまでの判例によれば、会社にとって価値のある営業情報、ノウハウ等を守るため、禁止の期間や場所的範囲がかなり限定されている、といった厳しい条件をクリアした場合にのみ、競業禁止義務の取り決めは有効とされる傾向が認められます。

とにかく競業を防ぎたい一心で、期間的に長く、場所的にも限定のない広範な競業禁止義務を定めておいても、無効とされてしまえば何も約束をしていないのと同じことになってしまいます。

判例の傾向を踏まえて、合理的な内容の競業禁止義務を定めておくことが必要です。

記事協力

弁護士法人小寺・松田法律事務所 岩見沢事務所

電話 二二一三三八〇

弁護士・小野田 充宏

プロフィール

岩見沢東高校、早稲田大学法学部卒業。検事を経て、平成十九年より弁護士。地元企業の海外進出支援に力を注ぐ。

第六十回 岩見沢商工会議所 永年勤続優良従業員表彰式のお知らせ

先月の会議所だより（九月号）でご案内しました永年勤続優良従業員表彰式を十一月十六日（金）十八時から北海道グリーンランドホテルサンプロラザに於いて開催します。

被表彰該当者の方がおり、申請を済まされていない企業がございましたら、先月の会議所だより（九月号）に同封の申請用紙又は当所ホームページに掲載しています申請用紙に必要事項を記入し、負担金を添えて十月十九日（金）までにお申し込み下さい。

なお、期間終了後の受付は致しませんので期間厳守をお願い致します。

■受付期間

九月三日（月）

～十月十九日（金）

■申込・問合せ先

岩見沢商工会議所 運営課
電話 二二一三四四五

～10月、11月の会議所行事予定～

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします！（10月1日現在）なおホームページでは、新情報を随時更新しています。
<http://www.iwamizawacci.or.jp/>

10月12日(金)	北海道まるごとフェア in サンシャインシティ（～14日）	11月6日(火)	新入社員フォローアップセミナー
16日(火)	会員向け無料労務相談	16日(金)	第60回永年勤続優良従業員表彰式・祝賀会
17日(水)	会員向け無料法律相談	18日(日)	第150回簿記検定試験
18日(木)	第150回簿記検定試験申込み受付締切 ※オンライン申込締切は10月17日(水)	20日(火)	会員向け無料労務相談
24日(水)	第6回ルート12企業交流会	21日(水)	会員向け無料法律相談
26日(金)	「軽減税率導入で何が変わるのか」セミナー	28日(水)	「経理業務によくある疑問」セミナー
28日(日)	第214回珠算検定試験		